

提案すべき事業内容について

項目		必要性 (必須/不要)	実施内容・実施趣旨
I	企業説明会や就職説明会の開催等、地域の実情に応じた中高年世代への雇用支援等	不要	
II	能力開発施設、支援機関、採用企業等への見学ツアー等	不要	
III	求職者に対する個別定着支援や企業等に対する雇用管理や定着支援セミナー等	必須	島根県内の中高年世代の方々の就職を促進するため、以下の取組を実施する。 (1)求職者向けセミナーの実施 中高年世代の就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現につなげ、活躍の機会が広がるよう取組を推進するため中高年世代の積極的な意欲喚起を目的として、求職者向けセミナーを実施すること。 (2)事業主向けセミナーの実施 離転職を繰り返しがちな就職氷河期世代を含む中高年世代を雇い入れる企業に対して、育成ノウハウや社内体制整備のあり方等を内容とした事業主向けセミナーを実施すること。 (3)企業コンサルタントの派遣 離転職を繰り返しがちな就職氷河期世代を含む中高年世代を雇い入れる各企業が抱える定着のための労務管理の諸問題について、専門家の派遣による相談、問題解決に向けて提案を行うことにより企業における生産性の向上と雇用環境の改善を図り、従業員の職場定着を促進すること。
IV	在職中の非正規労働者でも受講しやすい職業訓練メニューの紹介や見学会の実施、学び直しの機会等に関するワークショップの開催等	不要	
V	オンラインサロン等の仕組みを活用した当事者同士の交流の場や経験を共有できるような機会の提供や、グループでのカウンセリング・共同作業を通じた基礎的能力等の向上支援等	不要	
VI	中高年世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報	必須	上記の事業を実施するための効果的な周知・広報を実施する。上記の事業が実施される少なくとも2か月前(取組によっては1か月前)には広報を開始し、チラシ、ポスター等の頒布物を作成の上、展開すること。 展開先として、商工会議所等の経済団体、公共交通機関の施設、地方公共団体の施設(福祉施設等を含む)、ハローワーク等、広告効果の高い場所を選定して行うこと。
VII	I～VIの他、都道府県協議会において企画・立案した地域の実情に応じた事業	不要	

その他、事業の実施に当たって求められる事項

各項目の実施の詳細については、「提案すべき事業内容についての詳細」仕様書別紙1の「続紙」を参照すること。

※1 企画提案するに当たって、
「必須」の事業は、必ず提案内容に含めること
「不要」の事業は、提案内容に含めないこと

※2 これまで類似事業を実施したことがある場合は、提案書に当該事業の内容、実施方法等について記載すること。

※3 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、トライくるみん認定企業)又は若年者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、認定の事実が確認できる資料を提出すること。